○経済産業省告示第百五十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月二十五日から施行する。

平成二十二年六月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

第一号に次のように加える。

リ　ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百五十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月二十五日から施行する。

平成二十二年六月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

第二号に次のように加える。

リ　ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百五十四号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十二年度中小企業者に関する国等の契約の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十二年六月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

平成二十二年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号。以下「官公需法」という。）第四条第二項に基づき、平成二十二年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。

こうした認識の下、国等（官公需法第二条第二項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するとともに、消費税及び地方消費税についても、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国がその株式の全てを保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

第一　中小企業者の受注機会の増大のための措置

1　官公需情報の提供の徹底

国等は、平成二十二年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（一）各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

①　国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第二条第二項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。

②　国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

（二）個別発注情報の提供と説明

①　国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

②　国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

③　国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

（三）発注部局における「相談窓口」の設置

①　国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

②　国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。

（四）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

①　中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、全国中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。

②　また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。

③　さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

（五）「官公需総合相談センター（仮称）」の設置

中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等を行う窓口を設置する事業を支援する。